

個人情報の保護及び 情報セキュリティに関する特約条項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約の履行に当たって知り得た個人情報その他の情報及び情報システム（以下「個人情報等」という。）の内容をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による個人情報等を取り扱う業務（以下「本件業務」という。）の従事者に対して、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報等の保護に関し必要な事項及びこの特約条項を周知徹底するものとする。

（適正な管理）

第3条 受注者は、本件業務に係る個人情報等の漏えい、滅失、改ざん、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たって、個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、本件業務の内容及び利用する個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる情報の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

3 受注者は、本件業務の内容に応じて、当該業務に係る責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、作業場所、個人情報等の管理状況の検査に関する事項等の必要な事項を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

（再委託の禁止）

第4条 受注者は、本件業務を自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部をやむを得ず第三者に再委託する必要がある場合は、再委託の相手方（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再委託先」という。）の名称、再委託する理由、再委託する業務内容等を明確にした上で、あらかじめ書面により発注者に申請し、承諾を得なければならぬ。

2 受注者は、前項の承諾を得た場合においては、再委託先を監督する義務を負うとともに、その監督に当たって、この特約条項と同等以上の個人情報等に係る安全管理措置を講じなければならない。また、受注者と再委託先との間で取り交わす契約書その他これに類する書類に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 再委託先が受注者から受託した業務の一部について、やむを得ず第三者に再々委託するときは、あらかじめ再々委託する内容を受注者に通知し、受注者を通じて発注者の承諾を得なければならないこと。
 - (2) 個人情報等の管理状況について、発注者が必要と認めるときは、発注者若しくは受注者が第11条の規定による検査等をし、又は発注者が第12条の規定による立入調査等をすることができる。
 - (3) この契約に基づく一切の義務及び前項の承諾に当たって発注者が指示する事項を遵守すること。
- 3 前2項の規定は、再委託先の再々委託に関する取扱いについて、準用する。また、再々委託以降の全ての委託においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受注者は、本件業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的以外の利用又は提供の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、本件業務に係る個人情報等を契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(授受、搬送及び保管)

第7条 受注者は、本件業務に係る個人情報等を授受、搬送及び保管するときは、その内容、数量、日時、担当者名その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。

2 本件業務に係る個人情報等の授受は、発注者と受注者それぞれが指名した者がその内容、数量その他必要な事項を確認して行う。

- 3 受注者は、授受した個人情報等を搬送するときは、搬送時の体制を明確にするとともに、漏えい等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、授受した個人情報等の保管については、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう、当該個人情報等の保管場所の施錠、入退管理等必要な措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、本件業務に係る個人情報等を定められた作業場所から持ち出してはならない。ただし、契約の履行上やむを得ない場合で、あらかじめ受注者が前条第1項に準じて発注者に報告し、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、本件業務の目的以外に個人情報等を複写又は複製してはならない。

(返却又は廃棄等)

第10条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報等について、その利用目的が終了したとき又は発注者から指示があったときは、直ちに発注者に返却し、又は適正な方法で消去し、若しくは廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により個人情報等を消去し、又は廃棄した場合は、消去又は廃棄の方法、日時、担当者名その他必要な事項を記録し、速やかに発注者に報告しなければならない。

(報告及び検査等)

第11条 受注者は、本件業務の内容に応じて、この契約内容の遵守状況を発注者に定期的に報告しなければならない。なお、報告の頻度、内容等については発注者と受注者が協議して定める。

- 2 発注者は、本件業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要と認めるときは、当該業務の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理状況について、実地検査等により確認するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、具体的な回数、検査内容等については、発注者と受注者が協議して定める。

- 3 受注者は、発注者が行う情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するための点検、内部監査又は外部監査に協力しなければならない。

(立入調査等)

第12条 発注者は、必要と認めるときは、本件業務に係る個人情報等の取扱いが適正に行われているかどうかを確認するため、受注者の業務先に立ち入り、調査を行うことができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

2 前項に規定するもののほか、発注者は、必要と認めるときは、本件業務に係る個人情報等の管理状況を調査し、又は報告を求めることができるものとし、受注者はこれに従わなければならない。

(事故等の発生時における報告)

第13条 受注者は、本件業務に係る個人情報等の漏えい等その他個人情報等の不適正な取扱い（以下「事故等」という。）が発生した場合は、その状況等を直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、当該事故等の解決に努めなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 発注者は、前項の事故等があった場合には、必要に応じて、当該事故等に関する情報を公表することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第14条 発注者は、受注者がこの特約条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。この場合において、本件業務について受注者が授受したものは直ちに発注者に返却しなければならない。

(その他)

第15条 この特約条項に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。